



倒産法の概要 4

2013.09.06

1. 前回のおさらい

今回は、清算型処理手続である破産手続と特別清算手続について、その概要を説明いたしました。

どちらも清算を目的とした手続でありながら、適用対象や手続の開始原因などに違いがありました。

2. 再生型手続の概要

今回は、倒産処理手続の目的による分類のうち、再生をその目的とする手続の概要についてご説明いたします。

(1) 再生型手続の流れ

再生型の倒産処理手続として、民事再生手続と会社更生手続があります。どちらも同じ再生型手続ではありますが、会社更生法はその適用対象が“株式会社”に限定されているのに対して、民事再生法は原則として適用対象に限定がありません。

すなわち、民事再生手続が再建型倒産手続きの一般法と位置付けられ、会社更生法がその特別手続としての性質を持っているということが出来ます。

これらの再生型手続では、債務者の継続事業価値を維持又は保全するため、手続開始前後の段階で資産に対する担保権の実行を中止させたり、再建見込みの有無を調査したり、手続の開始後には、負債・資産の調査、継続企業価値の評価を前提として債権者などの利害関係者に対する配分案となる再生計画案や更生計画案を策定し、それについて利害関係人の賛否を問うことが必要となります。

(2) 民事再生手続と会社更生手続の相違点

ア 適用対象

上述の通り、民事再生手続では、個人及び法人一般に適用されますが、会社更生手続では、株式会社に限られています。

イ 手続遂行主体

民事再生手続では、手続遂行主体が債務者とされ、債務者が財産管理処分権や業務遂行権を保持します（DIP型、民事再生法 38 条 1 項）。

これに対して会社更生手続においては、更生管財人が必置の機関とされており、財産管理処分権は更生管財人に帰属します（管理型、会社更生法 72 条 1 項）。



ウ 債権者等の利害関係人の扱い

民事再生手続では、原則として、一般債権者のみが、権利の満足を得るために、再生債権者として手続への参加が義務付けられ（民事再生法 84 条・85 条 1 項）、担保権者は別除権とされ、一般の優先権ある債権も一般優先債権とされて、再生再建に対する手続的拘束に服しません。

これに対して会社更生手続では、更生担保権者を含む全ての利害関係人の手続参加が強制されています（会社更生法 47 条 1 項・50 条 1 項・135 条 1 項）。

エ 担保権の取扱い

民事再生手続では、担保権を別除権として、その実行について法律上の制限を加えないこととし（民事再生法 53 条 1 項・2 項）、実行の制限は、原則として再生債務者と担保権者との間の合意（別除権協定）に委ねられています。例外として、担保権消滅制度があります（民事再生法 148 条～153 条）。

これに対して会社更生手続では、担保権もその実行が許されず、更生手続の中で凍結され、更生担保権として継続事業価値の配分に係る決定に参加することが強制され（会社更生法 196 条）、権利の変更や担保権そのものが消滅させられる可能性があります（会社更生法 168 条・203 条・204 条 1 項）。

以 上